相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市大東三丁目三二一番地、最後の住所福井県福井市大東三丁目三番一号
被相続人　亡　矢野　正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
福井県福井市順化一丁目二四番四三号　ストークビル福井一番館六〇三号室　清水法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　孝行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡笠松町門間一五二〇番地、最後の住所岐阜県関市下有知六五六四番地二六山田ハイツ一〇三号
被相続人　亡　栗田　源治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
岐阜市明徳町一〇　杉山ビル三階　見田村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　見田村勇磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区有東坂二丁目三一三番地二、最後の住所静岡県静岡市清水区有東坂二丁目三一三番地の二
被相続人　亡　永野　文代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
静岡県静岡市葵区両替町一丁目四番地の五　河村第一ビル三階
相続財産管理人　弁護士　諏訪部史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市中野方町四四三七番地二三一、最後の住所岐阜県恵那市中野方町四四三七番地二三一
被相続人　亡　真柄彌壽治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
事務所名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル六階アイ・パートナーズ法律事務所　相続財産管理人　井口　浩治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区新町通御池上る中之町四一番地、最後の住所京都市北区紫野下柳町四六番地
被相続人　亡　浅井りよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階
相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区南本町通六丁目一一番地、最後の住所兵庫県加古川市志方町細工所一〇八六番地
被相続人　亡　白石　田鶴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二
相続財産管理人　弁護士　丸尾　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県浅口郡里庄町大字新庄グリーンレスト一九番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大澤　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
岡山県倉敷市玉島爪崎一〇五一番地五ピ・ウェル新倉敷一〇〇二号
相続財産管理人　森分　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市水呑町一九六四番地、最後の住所広島県福山市水呑町四九三四番地
被相続人　亡　廣瀬　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
広島県福山市若松町七番四号　若松司法ビル四〇一　相続財産管理人　沼田　大助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市上古賀三丁目三四八番地二、最後の住所福岡県筑紫野市上古賀三丁目一番二四号
被相続人　亡　篠原　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
福岡市東区箱崎三丁目八番七号
相続財産管理人　司法書士　佐藤　直幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市南区田迎六丁目八八番地一、最後の住所熊本市南区出仲間五丁目三番二一号みどり荘南五号
被相続人　亡　工藤　竜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
事務所熊本市中央区京町二丁目一二番四三号
相続財産管理人　弁護士　板井　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区大江本町三番地、最後の住所熊本市東区花立五丁目六番六三号
被相続人　亡　西本　麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
熊本県熊本市西区池田二丁目六番四〇―七号
相続財産管理人　弁護士　吉田　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県葦北郡芦北町大字桑原二一九番地、最後の住所熊本県水俣市袋七〇五番地一四
被相続人　亡　谷川　巳行（住民票上の名已行）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
熊本県八代市緑町一二番地一（九〇二）
相続財産管理人　司法書士　丁畑　博胤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市与那城照間九六七番地、最後の住所沖縄県うるま市字江洲二〇七番地當銘開発ビル三〇三号室
被相続人　亡　田場　栄輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十日
沖縄県沖縄市知花一丁目二〇番八号　ふるげん法律事務所
相続財産管理人　弁護士　運天　寛樹

第10期決算公告

平成28年9月16日
長野県須坂市大字日滝3500番地8
S＆Sコンポーネンツ株式会社
代表取締役社長　櫻井　範夫

貸借対照表の要旨

（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,480,945
	固定資産	855,421
	合計	2,336,366
負債及び純資産の部	流動負債	1,296,894
	株主資本	1,039,472
	資本金	80,000
	利益剰余金	959,472
	（利益準備金）	(20,000)
	（その他利益剰余金）	(939,472)
	（うち当期純利益）	(565,946)
	合計	2,336,366